

「経済的困難及び社会生活上困難を抱える子どもを支援する奈良県計画」に基づく主な施策の取組状況

資料 2

| 取り組み区分 | 取り組み名 | 事業名 | H30年度事業実施状況 | | H31年度事業実施状況 | | 担当課 |
|---------------------|--|---------------------------|--|-------------|---|-------------|----------|
| | | | 事業実施状況 | 決算額 (千円) | 事業実施状況 | 予算額 (千円) | |
| 1 学力向上、困難を「生きる力」の育成 | ひとり親家庭の子どもへの学習支援 | 子どもの生活・学習支援事業 | ひとり親家庭の子どもに対する学習支援等と、生活困難世帯の子どもに対する学習支援等を一体的に実施（または、一体的実施を行う市町村に対し補助） ①市部： 上記に取り組み市町村に対し補助 ②町村部： 県福祉事務所において上記を実施 | 1,481 | ひとり親家庭の子どもに対する学習支援等と、生活困難世帯の子どもに対する学習支援等を一体的に実施（または、一体的実施を行う市町村に対し補助） ①市部： 上記に取り組み市町村に対し補助 ②町村部： 県福祉事務所において上記を実施 | 1,554 | こども家庭課 |
| 1 学力向上、困難を「生きる力」の育成 | 生活保護世帯等の子どもへの学習・生活支援 | 生活困難世帯等の子どもへの「心と学び」サポート事業 | （広域型学習支援「はばたき教室」） ・生活保護世帯等の子ども（中学生・高校生）を対象に、教員OBや大学生学習ボランティアによる学習支援と心のケアを王寺町内（週1回）で実施 （地域型学習支援） ・生活困難世帯等の子ども（小中学生）を対象に、学習支援や生活習慣の取得、地域との交流を通じた居場所づくりを県内5町（上牧町、広陵町、斑鳩町、高取町、大淀町）で実施 （困難な課題を抱える子どもの学習支援） ・県福祉事務所管内（26町村）を対象に、不登校などの問題やその世帯に課題を抱えている子どもの世帯への訪問支援を実施 | 18,006 | （広域型学習支援「はばたき教室」） ・生活保護世帯等の子ども（中学生・高校生）を対象に、教員OBや大学生学習ボランティアによる学習支援と心のケアを王寺町内（週1回）で実施 （地域型学習支援） ・生活困難世帯等の子ども（小中学生）を対象に、学習支援や生活習慣の取得、地域との交流を通じた居場所づくりを県内5町（上牧町、広陵町、斑鳩町、高取町、大淀町）で実施 （困難な課題を抱える子どもの学習支援） ・県福祉事務所管内（26町村）を対象に、不登校などの問題やその世帯に課題を抱えている子どもの世帯への訪問支援を実施 ・訪問支援した子どもの次のステップとして、県福祉事務所管内（26町村）の子ども（小中学生）を対象に、クローズ型で地域の居場所づくりを県内3町村（川西町、三宅町、御杖村）で実施 | 21,031 | 地域福祉課 |
| 1 学力向上、困難を「生きる力」の育成 | 地域による体験学習の提供/地域による学習支援・体験活動の提供・ロールモデルの提示 | 学校・地域パートナーシップ事業 | 学校・家庭・地域が協働し、子どもたちに対して、様々な体験活動の機会を設けたり、学習支援を実施したりするなど、地域ぐるみで子どもを育成する。 33市町村230箇所実施 | 40,902 | 学校・家庭・地域が協働し、子どもたちに対して、様々な体験活動の機会を設けたり、学習支援を実施したりするなど、地域ぐるみで子どもを育成する。 33市町村230箇所実施 | 43,300 | 人権・地域教育課 |
| 1 学力向上、困難を「生きる力」の育成 | 地域による体験学習の提供/地域による学習支援・体験活動の提供・ロールモデルの提示 | 「子どもの学び場づくり」支援事業 | 子どもが安心して集い、学習できる場所を地域で増やすため、市町村と連携して学び場の設置充実を行う団体に対し補助 補助団体数 2団体 | 116 | H30年度を持って終了 | — | 人権・地域教育課 |
| 1 学力向上、困難を「生きる力」の育成 | 幼児教育の質の向上/課題の研究等による幼児教育の振興 | 就学前教育プログラム普及啓発実践事業 | 平成30年2月に策定した「奈良県版就学前教育プログラム」について、公立幼稚園、保育園それぞれ1園をモデル園とし、実践検証を実施 その結果を事例として参考にしながら、平成30年度施行の国の新教育・保育指針に基づき、県教育研究所とともにプログラムのブラッシュアップを実施 | 930 | ブラッシュアップした「奈良県版就学前教育プログラム」について、県教育委員会と協働し、県内公私幼・保・子ども園を対象に普及推進を実施 | 140 | 教育振興課 |
| 1 学力向上、困難を「生きる力」の育成 | 補習のための指導員派遣 | 補習等のための指導員等派遣事業 | 公立高等学校において、教員を補助し、学習支援、進路選択支援等を行う指導員を派遣 派遣時間等・人数：208時間×3時間×3名 対象校：大和広陵高校、大和中央高校、榛生昇陽高校 | 2,225 | 公立高等学校において、教員を補助し、学習支援、進路選択支援等を行う指導員を派遣 派遣時間等・人数：208時間×3時間×3名 対象校：大和広陵高校、大和中央高校、榛生昇陽高校 | 3,578 | 学校教育課 |
| 1 学力向上、困難を「生きる力」の育成 | 補習のための指導員派遣 | 補習等のための指導員等派遣事業（特別支援学校） | 特別支援学校の外国人児童生徒への学習支援・生活相談・通訳・教材作成の補助を行うため、在籍校に指導員を派遣 派遣時間等・人数： 208日×5時間×5名 対象校： 二階堂養護学校2名、明日香養護学校1名、西和養護学校2名 | 7,348 | 特別支援学校の外国人児童生徒への学習支援・生活相談・通訳・教材作成の補助を行うため、在籍校に指導員を派遣 派遣時間等・人数： 208日×5時間×7名 対象校： 二階堂養護学校2名、明日香養護学校1名、西和養護学校2名、大淀養護学校1名、奈良西養護学校1名 | 12,767 | 学校教育課 |
| 1 学力向上、困難を「生きる力」の育成 | 補習のための指導員派遣 | 外国籍生徒・外国人生徒支援充実事業 | 外国籍生徒等が多く在籍する県立高校において、学習支援・生活相談を行うために支援員を派遣 派遣時間・人数：348時間（H309現在）、1名 対象校：大和中央高校 | 1,214 | 外国籍生徒等が多く在籍する県立高校において、学習支援・生活相談を行うために支援員を派遣 派遣時間・人数：348時間、1名 対象校：大和中央高校 | 1,824 | 学校教育課 |
| 1 学力向上、困難を「生きる力」の育成 | 児童養護施設の退所児童の自立支援 | 児童養護施設等退所者等自立支援資金貸付事業 | 児童養護施設を退所後、すぐに就業または進学する者等に対し、家賃や生活費、資格取得費の貸付を実施 貸付実施主体：奈良県社会福祉協議会 | — | 児童養護施設を退所後、すぐに就業または進学する者等に対し、家賃や生活費、資格取得費の貸付を実施 貸付実施主体：奈良県社会福祉協議会 | — | こども家庭課 |
| 1 学力向上、困難を「生きる力」の育成 | 高校生等への就学支援 | 私立高等学校等就学支援事業 | 私立高校生等のいる世帯の教育費負担軽減のため、高等学校等就学支援金を支給 | 2,017,722 | 私立高校生等のいる世帯の教育費負担軽減のため、高等学校等就学支援金を支給 | 2,417,300 | 教育振興課 |
| 1 学力向上、困難を「生きる力」の育成 | 高校生等への就学支援 | 私立高等学校授業料軽減補助金 | 私立高校生等のいる世帯の教育費負担軽減のため、授業料軽減を行った学校法人に対し補助 | 149,179 | 私立高校生等のいる世帯の教育費負担軽減のため、授業料軽減を行った学校法人に対し補助 | 233,718 | 教育振興課 |
| 1 学力向上、困難を「生きる力」の育成 | 高校生等への就学支援 | 学び直しへの支援事業（私立学校） | 再び学び直す意思のある生徒（高等学校等を中途退学した者）が、経済的理由から断念することがないよう授業料を支援 | 5,612 | 再び学び直す意思のある生徒（高等学校等を中途退学した者）が、経済的理由から断念することがないよう授業料を支援 | 13,603 | 教育振興課 |
| 1 学力向上、困難を「生きる力」の育成 | 高校生等への就学支援 | 私立学校奨学のための給付金支給事業 | すべての意思のある生徒が安心して教育を受けられるよう、生活保護受給世帯と市町村民税所得割額が非課税世帯に対して、教科書費、教材費等として給付金を支給 | 124,831 | すべての意思のある生徒が安心して教育を受けられるよう、生活保護受給世帯と市町村民税所得割額が非課税世帯に対して、教科書費、教材費等として給付金を支給 | 131,892 | 教育振興課 |
| 1 学力向上、困難を「生きる力」の育成 | 高校生等への就学支援 | 授業料減免事業補助金 | 解雇・倒産による家計急変からの修学の継続が困難となった児童・生徒の保護者等について学校法人が行う授業料減免事業に対し補助 | 235 | 解雇・倒産による家計急変からの修学の継続が困難となった児童・生徒の保護者等について学校法人が行う授業料減免事業に対し補助 | 900 | 教育振興課 |
| 1 学力向上、困難を「生きる力」の育成 | 高校生等への就学支援 | 私立小学校・中学校等就学支援事業 | 私立小学校・中学校等に通う児童生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯を中心に授業料等へ支援 県内に所在する私立小学校・中学校、中等教育学校前期課程を有する学校法人に補助を実施 | 45,847 | 私立小学校・中学校等に通う児童生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯を中心に授業料等へ支援 県内に所在する私立小学校・中学校、中等教育学校前期課程を有する学校法人に補助を実施 | 66,473 | 教育振興課 |

| 取り組み区分 | 取り組み名 | 事業名 | H30年度事業実施状況 | | R1年度事業実施状況 | | |
|---------------------|---------------|--|--|-------------|---|-------------|-------------|
| | | | 事業実施状況 | 決算額 (千円) | 事業実施状況 | 予算額 (千円) | 担当課 |
| 1 学力向上、困難を「生きる力」の育成 | 高校生等への修学支援 | 公立高等学校等就学支援事業 | 公立高等学校等において、教育にかかる経済的負担の軽減を行うため、授業料相当額の高等学校等就学支援金を支給 支給者数 22,272名 支給要件 県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計が50万7,000円未満の世帯 支給限度額 全日制 月額9,900円の36月分を上限 定時制 月額2,700円の48月分を上限 定時制(単位制) 1単位1,740円の74単位分を上限 通信制 1単位336円の74単位分を上限 | 2,492,176 | 公立高等学校等において、教育にかかる経済的負担の軽減を行うため、授業料相当額の高等学校等就学支援金を支給 支給者数 19,102名(5月1日現在) 支給要件 県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計が50万7,000円未満の世帯 支給限度額 全日制 月額9,900円の36月分を上限 定時制 月額2,700円の48月分を上限 定時制(単位制) 1単位1,740円の74単位分を上限 通信制 1単位336円の74単位分を上限 | 2,519,816 | 学校支援課 |
| 1 学力向上、困難を「生きる力」の育成 | 高校生等への修学支援 | 国公立の高校生等奨学金給付金支給事業 | 低所得者に対して、教科書費、教材費などとして給付金を支給 支給者数 3,557名 支給要件 非課税世帯(特別支援学校高等部の生徒を除く) 保護者が県内に在住 支給額 生活保護受給世帯 年額 32,300円 第1子の高校生等がいる世帯 年額 80,800円 15才以上23才未満の兄弟姉妹がいる世帯 年額129,700円 | 322,367 | 低所得者に対して、教科書費、教材費などとして給付金を支給 支給者数 3,557名 支給要件 非課税世帯(特別支援学校高等部の生徒を除く) 保護者が県内に在住 支給額 生活保護受給世帯 年額 32,300円 第1子の高校生等がいる世帯 年額 82,700円 15才以上23才未満の兄弟姉妹がいる世帯 年額129,700円 | 339,259 | 学校支援課 |
| 1 学力向上、困難を「生きる力」の育成 | 高校生等への修学支援 | 学び直しへの支援事業 | 高等学校等の中退退学者が再び公立高等学校で学び直す場合に、授業料を支援(最長2年間) 支給者数 86人 支給要件 公立高校授業料不徴収交付金及び就学支援金制度の支給期間を越えた者で、高等学校等を卒業していない者のうち経済的負担を軽減する必要があると認められる者 支給額 高等学校等就学支援金相当額 | 1,277 | 高等学校等の中退退学者が再び公立高等学校で学び直す場合に、授業料を支援(最長2年間) 支給者数 79人(6月末現在) 支給要件 公立高校授業料不徴収交付金及び就学支援金制度の支給期間を越えた者で、高等学校等を卒業していない者のうち経済的負担を軽減する必要があると認められる者 支給額 高等学校等就学支援金相当額 | 2,515 | 学校支援課 |
| 1 学力向上、困難を「生きる力」の育成 | 高校生等への修学支援 | 修学支援奨学金の貸与 | 勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 359人 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 貸与額 国公立 月額 18,000円 私立 月額 30,000円 自宅外通学加算 月額 5,000円 へき地通学加算 月額 12,000円 | 95,202 | 勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 246人(7月末現在) 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 貸与額 国公立 月額 18,000円 私立 月額 30,000円 自宅外通学加算 月額 5,000円 へき地通学加算 月額 12,000円 | 142,642 | 学校支援課 |
| 1 学力向上、困難を「生きる力」の育成 | 高校生等への修学支援 | 育成奨学金の貸与 | 勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 315人 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 意欲があると認められる生徒については予算の範囲内で3.0倍以内 意欲基準 向学心、勉学意欲が認められ、評定平均3.0以上である者 貸与額 国公立 月額18,000円 私立 月額30,000円 自宅外通学加算 月額 5,000円 へき地通学加算 月額12,000円 | 88,644 | 勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 255人(7月末現在) 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 意欲があると認められる生徒については予算の範囲内で3.0倍以内 意欲基準 向学心、勉学意欲が認められ、評定平均3.0以上である者 貸与額 国公立 月額18,000円 私立 月額30,000円 自宅外通学加算 月額 5,000円 へき地通学加算 月額12,000円 | 117,900 | 学校支援課 |
| 1 学力向上、困難を「生きる力」の育成 | スクールカウンセラーの配置 | 心の教育推進事業 高校生のためのスクールカウンセラー重点配置事業 スクールカウンセラー-高校全校配置事業 | 不登校やいじめ等、児童生徒に関する問題の対応に当たること、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ること等を目的として、県内全公立中学校(103校)及び全県立高等学校(33校)にスクールカウンセラーを配置するとともに、必要に応じて校区内小学校からの要望にも対応している。 | 61,246 | 不登校やいじめ等、児童生徒に関する諸課題の対応に当たること、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ること等を目的として、県内全公立中学校(103校)及び全県立高等学校(33校)にスクールカウンセラーを配置するとともに、必要に応じて校区内小学校からの要望にも対応している。なお、高校生のためのスクールカウンセラー重点配置事業はH30をもって終了。 | 62,292 | 生徒指導支援室 |
| 1 学力向上、困難を「生きる力」の育成 | 自殺予防の相談窓口 | 児童生徒の自殺対策事業 | 中・高校生対象のメール相談窓口を開設、臨床心理士の資格をもつ相談員とスクールソーシャルワーカーが生徒から寄せられた相談に対応している。 | 3,820 | 中・高校生対象のメール相談窓口を開設、臨床心理士の資格をもつ相談員とスクールソーシャルワーカーが生徒から寄せられた相談に対応している。 | 4,050 | 生徒指導支援室 |
| 1 学力向上、困難を「生きる力」の育成 | 不登校児童生徒支援 | 大学生等による不登校児童生徒支援事業(H30をもって終了) | 多様な悩みを抱える児童生徒に対する支援(相談相手、学習支援等)を強化するため、公立小・中学校に大学生ボランティアを派遣している。 | 2,265 | H30をもって終了 | - | 生徒指導支援室 |
| 1 学力向上、困難を「生きる力」の育成 | いじめの未然防止等 | 児童生徒のいじめ相談員配置事業 | 児童がいじめ被害等様々な悩みについて相談しやすい環境を学校内につくり出し、学校の生徒指導体制を充実・強化するため、小学校20校に児童相談員を配置している。 | 7,345 | 児童がいじめ被害等様々な悩みについて相談しやすい環境を学校内につくり出し、学校の生徒指導体制を充実・強化するため、小学校20校に児童相談員を配置している。 | 7,982 | 生徒指導支援室 |
| 1 学力向上、困難を「生きる力」の育成 | 24時間子供SOSダイヤル | 電話教育相談事業 | 電話相談窓口「あすなるダイヤル」を開設、保護者や児童生徒等の学校生活や家庭生活における悩み相談に対応している。「あすなるダイヤル」の相談時間帯以外は、「奈良いのちの電話」に転送され、「24時間子供SOSダイヤル」として365日24時間対応している。 | 15,025 | 電話相談窓口「あすなるダイヤル」を開設、保護者や児童生徒等の学校生活や家庭生活における悩み相談に対応している。「あすなるダイヤル」の相談時間帯以外は、「奈良いのちの電話」に転送され、「24時間子供SOSダイヤル」として365日24時間対応している。 | 15,885 | 生徒指導支援室 |
| 1 学力向上、困難を「生きる力」の育成 | ひきこもり相談・支援 | ひきこもり相談・支援事業 | ・ひきこもり相談窓口の設置 臨床心理士等による本人及び家族を対象とした電話相談、来所相談、訪問支援を実施(平成31年3月末時点 電話相談 802件 来所相談 1,412件(うち出張相談142件) (平成31年3月末時点 訪問支援 193件) ・本人向け居場所提供、家族向け集団支援の実施 ・支援機関を対象とした研修会の開催(年4回) ・若者のための居場所登録制度を実施 ・ひきこもり市町村ネットワーク会議の開催 | 10,407 | ・ひきこもり相談窓口の設置 臨床心理士等による本人及び家族を対象とした電話相談、来所相談、訪問支援を実施 ・ひきこもり者本人及び家族への集団支援の実施 ・支援機関を対象とした研修会の開催(年4回) ・若者のための居場所登録制度を実施 ・ひきこもり市町村ネットワーク会議の開催 | 12,317 | 青少年・社会活動推進課 |
| 1 学力向上、困難を「生きる力」の育成 | ひきこもり相談・支援 | 地域若者サポートステーション強化事業 | 若年無業者の職業的自立を図るため、国が地域若者サポートステーション事業として事業者に委託する相談支援に加え、県がイベント実施と臨床心理士による相談を同事業者に委託し、サポート事業を強化 臨床心理士相談件数:357件 就職決定者数:152名 | 3,575 | 若年無業者の職業的自立を図るため、国が地域若者サポートステーション事業として事業者に委託する相談支援に加え、県がイベント実施と臨床心理士による相談を同事業者に委託し、サポート事業を強化 臨床心理士相談件数:97件 就職決定者数:42名(R17月末時点) | 3,600 | 雇用政策課 |

| 取り組み区分 | 取り組み名 | 事業名 | H30年度事業実施状況 | | R1年度事業実施状況 | | |
|---------------------|---------------------------|---|--|-------------|---|--|---------------|
| | | | 事業実施状況 | 決算額 (千円) | 事業実施状況 | 予算額 (千円) | 担当課 |
| 1 学力向上、困難を「生きる力」の育成 | ひきこもり相談・支援 | 若年就職困難者職場実習等サポート事業 (旧：中間的就労サポート事業) | 働くことに不安を抱える若年無業者等に対して、就労経験を積むための「職場実習の場」を提供し、働く感覚を身につけるとともに社会人として必要なスキル向上や就労意欲の醸成を図ることと職業の自立を促す。 セミナー参加者数：23名 職場実習参加者数：22名 | 9,554 | 働くことに不安を抱える若年無業者等に対して、就労経験を積むための「職場実習の場」を提供し、働く感覚を身につけるとともに社会人として必要なスキル向上や就労意欲の醸成を図ることと職業の自立を促す。 セミナー参加者数：16名 職場実習参加者数：13名 (R18時点) | 8,820 | 雇用政策課 |
| 1 学力向上、困難を「生きる力」 | 「こども食堂」への支援 | こども食堂開設・運営支援事業 | 新たに開設する「子ども食堂」の開設・運営に要する経費に対し補助 H30年度申請団体数：16件 | 1,397 | 新たに開設する「子ども食堂」の開設・運営に要する経費に対し補助 | 3,000 | こども家庭課 |
| 2 安心、安全な居場所づくり | 放課後児童クラブ | 放課後子ども総合プラン推進事業 | ・奈良県放課後児童対策推進委員会の開催 (H30.11.8) ・放課後児童支援員認定資格研修の実施 (H30.12月～H31.1月、修了者数249人) | 2,190 | ・奈良県放課後児童対策推進委員会の開催 (R18.2.7) ・放課後児童支援員認定資格研修の実施 (R1.10月～12月、修了者数150人) | 2,275 | 子育て支援課 |
| 2 安心、安全な居場所づくり | 放課後児童クラブ | 放課後児童健全育成事業 | 放課後児童クラブの運営等に対する補助 (補助対象か所 33市町村 340か所) | 626,859 | 放課後児童クラブの運営等に対する補助 (補助対象か所 33市町村 359か所) | 696,872 | 子育て支援課 |
| 2 安心、安全な居場所づくり | 放課後児童クラブ | 放課後児童クラブ施設整備費補助事業 | 放課後児童クラブの施設整備に対する補助 (補助対象か所 10市町41か所 (H29年度からの繰越分含む)) | 100,941 | 放課後児童クラブの施設整備に対する補助 (補助対象か所 8市町27か所) | 101,074 | 子育て支援課 |
| 2 安心、安全な居場所づくり | 放課後子ども教室 | 学校・地域パートナーシップ事業 (再掲) | 学校・家庭・地域が協働し、子どもたちに対して、様々な体験活動の機会を設けたり、学習支援を実施したりするなど、地域ぐるみで子どもを育成する。 33市町村230箇所実施予定 | 40,902 | 学校・家庭・地域が協働し、子どもたちに対して、様々な体験活動の機会を設けたり、学習支援を実施したりするなど、地域ぐるみで子どもを育成する。 33市町村230箇所実施 | 43,300 | 人権・地域教育課 |
| 2 安心、安全な居場所づくり | 「こども食堂」への支援 (再掲) | こども食堂開設・運営支援事業 (再掲) | 新たに開設する「子ども食堂」の開設・運営に要する経費に対し補助 H30年度申請団体数：16件 | 1,397 | 新たに開設する「子ども食堂」の開設・運営に要する経費に対し補助 | 3,000 | こども家庭課 |
| 2 安心、安全な居場所づくり | ひとり親家庭の子ども居場所づくり | 子どもの生活・学習支援事業 (再掲) (旧：「心と学び」のサポート事業) | ひとり親家庭の子どもに対する学習支援等と、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援等を一体的に実施 (または、一体的実施を行う市町村に対し補助) ①市部： 上記に取り組みむ市町村に対し補助 ②町村部： 県福祉事務所において上記を実施 | 1,481 | ひとり親家庭の子どもに対する学習支援等と、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援等を一体的に実施 (または、一体的実施を行う市町村に対し補助) ①市部： 上記に取り組みむ市町村に対し補助 ②町村部： 県福祉事務所において上記を実施 | 1,554 | こども家庭課 |
| 2 安心、安全な居場所づくり | 生活保護世帯等の子どもへの学習・生活支援 (再掲) | 生活困窮世帯等の子どもへの「心と学び」サポート事業 (再掲) | (広域型学習支援「はばたき教室」) ・生活保護世帯等の子ども (中学生・高校生) を対象に、教員OBや大学生学習ボランティアによる学習支援と心のケアを王寺町内 (週1回) で実施 (地域型学習支援) ・生活困窮世帯等の子ども (小中学生) を対象に、学習支援や生活習慣の取得、地域との交流を通じた居場所づくりを県内5町 (上牧町、広陵町、斑鳩町、高取町、大淀町) で実施 (困難な課題を抱える子どもの学習支援) ・県福祉事務所管内 (26町村) を対象に、不登校などの問題やその世帯に課題を抱えている子どもの世帯への訪問支援を実施 | 18,006 | (広域型学習支援「はばたき教室」) ・生活保護世帯等の子ども (中学生・高校生) を対象に、教員OBや大学生学習ボランティアによる学習支援と心のケアを王寺町内 (週1回) で実施 (地域型学習支援) ・生活困窮世帯等の子ども (小中学生) を対象に、学習支援や生活習慣の取得、地域との交流を通じた居場所づくりを県内5町 (上牧町、広陵町、斑鳩町、高取町、大淀町) で実施 (困難な課題を抱える子どもの学習支援) ・県福祉事務所管内 (26町村) を対象に、不登校などの問題やその世帯に課題を抱えている子どもの世帯への訪問支援を実施 ・訪問支援した子どもの次のステップとして、県福祉事務所管内 (26町村) の子ども (小中学生) を対象に、クローズ型で地域の居場所づくりを県内3町村 (川西町、三宅町、御杖村) で実施 | 21,031 | 地域福祉課 |
| 2 安心、安全な居場所づくり | 社会的養護にかかる家庭的養護の推進 | 児童養護施設等の生活上のための環境改善事業費補助金 | 児童養護施設におけるケア単位の小規模化等、児童養護施設入所児童等の養育環境改善を図るための改修、ファミリーホームを新設する場合の建物の改修に必要な改修等への補助を実施 | 8,000 | 児童養護施設におけるケア単位の小規模化等、児童養護施設入所児童等の養育環境改善を図るための改修、ファミリーホームを新設する場合の建物の改修に必要な改修等への補助を実施 | 6,000 | こども家庭課 |
| 2 安心、安全な居場所づくり | 社会的養護にかかる家庭的養護の推進 | う触ハイリスク児歯科保健指導事業 | 一時保護児童を対象に、歯科医師によるう触ハイリスクの把握及び歯科衛生士による歯科保健指導を実施 合計6日実施 | 227 | 一時保護児童を対象に、歯科医師によるう触ハイリスクの把握及び歯科衛生士による歯科保健指導を実施 | 227 | こども家庭課 |
| 2 安心、安全な居場所づくり | 社会的養護にかかる家庭的養護の推進 | 里親支援事業 | 里親支援機関を指定し、里親制度の普及啓発、研修事業、訪問指導援助などの業務を委託により実施 | 8,900 | 里親支援機関を指定し、里親制度の普及啓発、研修事業、訪問指導援助などの業務を委託により実施 | 8,900 | こども家庭課 |
| 2 安心、安全な居場所づくり | 社会的養護で暮らす子どもたちへの権利保障と自立支援 | ライフストーリーワーク推進事業 | 児童養護施設や里親等の社会的養護で暮らす子どもたちの「知る権利の保障」や「自立支援」を図るために有効とされるライフストーリーワークを導入し、施設職員や児童相談所職員を対象として、実施に必要な人材育成研修や、事例検討会のほか、学校等の関係機関の理解と協力を図るための啓発講座を実施 | 594 | 児童養護施設や里親等の社会的養護で暮らす子どもたちの「知る権利の保障」や「自立支援」を図るために有効とされるライフストーリーワークを導入し、施設職員や児童相談所職員を対象として、実施に必要な人材育成研修や、事例検討会のほか、学校等の関係機関の理解と協力を図るための啓発講座を実施 | 984 | こども家庭課 |
| 2 安心、安全な居場所づくり | 児童養護施設の退所児童の居場所づくり | 子どもの「自立」サポート事業 | 児童養護施設等退所後の自立支援のため、生活相談や進路相談等の各種相談支援、退所後の子どもが気軽に集まれる場を提供し、自助グループの育成支援を実施 委託先：NPO法人おかえり | 6,200 | 児童養護施設等退所後の自立支援のため、生活相談や進路相談等の各種相談支援、退所後の子どもが気軽に集まれる場を提供し、自助グループの育成支援を実施 委託先：NPO法人おかえり | 6,200 | こども家庭課 |
| 2 安心、安全な居場所づくり | 緊急一時保護 | | 家庭での養育が困難になった児童を保護し、安心・安全な場の提供のため、一人ひとりに応じた適切な援助を実施 【一時保護児童数】※委託含む 実人数(内虐待) 309人1171人 | 8,672 | 家庭での養育が困難になった児童を保護し、安心・安全な場の提供のため、一人ひとりに応じた適切な援助を実施 | (当初予算) 8,257 (委託料) 6,711 (扶助料) 14,968 (合計) ※委託料は高田七分含む | 中央こども家庭相談センター |

| 取り組み区分 | 取り組み名 | 事業名 | H30年度事業実施状況 | | R1年度事業実施状況 | | 担当課 |
|---------------|----------------------------|-------------------------------------|--|-------------|---|-------------|-------------|
| | | | 事業実施状況 | 決算額 (千円) | 事業実施状況 | 予算額 (千円) | |
| 3 家庭の生活を下支えする | 子育て世代包括支援センター | 子育て世代包括支援センター支援事業 | <p>○母子保健コーディネータースキルアップ研修会（1回実施） 子育て世代包括支援センター、利用者支援事業、産前・産後サポート事業、産後ケア事業に従事する者が、実施するために必要な専門的知識を身につけるために研修会を実施する。 1回目（9/18） 講演：先進地の取り組み（豊中市、大阪市港区）</p> <p>○産後ケア事業意見交換会（1回実施） 産後ケア事業を実施もしくは実施予定市町村が、事業運営するうえで参考となる情報を共有・情報交換することで円滑な事業展開を目指す。 （11/14）</p> <p>○産科医療機関等連携会議（1回実施） 妊娠前から子育て期までの切れ目ない対して整備を図るため、妊娠期・産後の支援を産科医療機関等と連携を図り、充実させる「妊娠からの母子保健活動マニュアル」内の妊娠届出時のアセスメント票について、項目の見直しおよび活用方法を検討する。 （2/26）</p> | 1,273 | <p>○妊娠・出産包括支援推進事業推進会議（県2回予定） 事業を推進するために、改正点や先進地の取組の共有など市町村を対象に会議を実施、本事業の推進を図る。 （10月、3月）</p> <p>○産科医療機関等連携会議（1回予定） 産科医療機関等の実務者のケア内容の充実を図る。 産後うつに対応可能な精神科等の調査、市町村への状況調査を実施し、情報共有を行う。 （1月頃を予定）</p> <p>○妊娠・出産包括支援連絡会議（保健所） 市町村・医療機関・関係機関とともに協議をおこない、市町村における妊娠から子育て期にわたるまでの支援体制整備を図る。</p> <p>○母子保健コーディネータースキルアップ研修会（県1回予定） 子育て世代包括支援センター・産前・産後サポート事業、産後ケア事業に従事する職員に対し、妊娠などへの支援の質の向上を図る研修を行う。 10月頃を予定</p> <p>○市町村ヒアリング（随時） 妊娠・出産包括支援事業予定についてヒアリング実施予定としている。</p> | 1,229 | 健康推進課 |
| 3 家庭の生活を下支えする | 地域における乳児家庭への支援と健全な育成環境の確保 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児や保護者の心身の状況や養育環境の把握等を実施 27市町村実施 | 9,537 | 生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児や保護者の心身の状況や養育環境の把握等を実施 | 9,708 | こども家庭課 |
| 3 家庭の生活を下支えする | 地域における子育て家庭への支援と健全な育成環境の確保 | 養育支援訪問事業 | 子どもの養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を実施 20市町村実施 | 3,982 | 子どもの養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を実施 | 6,214 | こども家庭課 |
| 3 家庭の生活を下支えする | 地域における子育て家庭への養育支援 | アウトリーチ型子育て支援プログラム普及事業 | ガイドブックを活用した家庭訪問支援を県内市町村に普及させ、児童虐待の未然防止を推進する。家庭訪問支援を行う市町村職員に対して、ガイドブックの内容を説明するとともに、同プログラムの内容に沿った支援を行う家庭訪問員育成のための研修会を実施 | 103 | 乳幼児を抱える子育て家庭への訪問支援を行う市町村職員に対し、家庭訪問支援プログラムの内容を説明するとともに、同プログラムの内容に沿った支援を行う家庭訪問員育成を行う研修会を実施。 | 611 | こども家庭課 |
| 3 家庭の生活を下支えする | 地域における子育て家庭への養育支援 | ペアレント・プログラム普及事業 | 「ペアレント・プログラム」実践に向けた支援者派遣 県内の市町村及び関係機関等におけるプログラム実践を支援するため、実践者養成の資格を有した県職員を支援者として派遣 | 0 | 子育て中の保護者が、専らによらずに子どもを養って動かしながら望ましい行動を身に付けさせることができる子育て方法（しつけ方）を学ぶことで、虐待の未然防止を図れるよう、市町村が取組む子育て講座等への支援を行う。 | 766 | こども家庭課 |
| 3 家庭の生活を下支えする | 就学前の家庭教育支援 | 地域子ども・子育て支援事業 | ・利用者支援事業 子ども又は保護者の身近な場所で教育・保育施設等の利用の相談等を実施する市町村に対し補助 ・地域子育て支援拠点事業 地域の子育て中の親子の交流や育児相談等を実施する市町村に対し補助 | 209,509 | ・利用者支援事業 子ども又は保護者の身近な場所で教育・保育施設等の利用の相談等を実施する市町村に対し補助 ・地域子育て支援拠点事業 地域の子育て中の親子の交流や育児相談等を実施する市町村に対し補助 | 209,052 | 女性活躍推進課 |
| 3 家庭の生活を下支えする | 就学前の家庭教育支援 | 安心子育て推進事業 | 市町村が実施している地域子育て支援拠点（子育て中の親子の交流の場）の従事者向け研修会の実施 ・平成31年1月8日開催 | 32 | <地域の子育て支援充実事業> 妊娠前から切れ目なく支援できる体制の充実を目指し、市町村関連部署が連携するための研修会を開催 ・市町村子ども・子育て支援担当者研修会 令和元年6月7日開催 ・市町村子ども・子育て支援従事者向け研修会 令和元年10月28日開催予定 | 448 | 女性活躍推進課 |
| 3 家庭の生活を下支えする | 学校生活、子育て・家庭生活に関する電話教育相談 | | 子どもの成長、発達、行動、しつけ等児童に関する相談に応じる。 【相談日】 児童相談 月～金 9:00～17:00 （祝日、年末年始は休み） 子どもと家庭テレホン相談 平日 9:00～20:00 土・日・祝 9:00～16:00 （年末年始は休み） 【相談件数】※（中央十高田）こども家庭相談センター 児童相談 5,186件 子どもと家庭テレホン相談 524件 | | 子どもの成長、発達、行動、しつけ等児童に関する相談に応じる。 【相談日】 児童相談 月～金 9:00～17:00 （祝日、年末年始は休み） 子どもと家庭テレホン相談 平日 9:00～20:00 土・日・祝 9:00～16:00 （年末年始は休み） | | こども家庭相談センター |
| 3 家庭の生活を下支えする | 学校生活、子育て・家庭生活に関する相談 | スクールソーシャルワーカー活用事業 生活支援アドバイザー派遣事業 | 児童生徒の生徒指導上の課題及び貧困問題等に対応するため、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカー及び生活支援アドバイザー合計9名を学校及び市町村教育委員会等に派遣している。 | 15,819 | 児童生徒の生徒指導上の課題及び貧困問題等に対応するため、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカー及び生活支援アドバイザー合計9名を学校及び市町村教育委員会等に派遣している。 | 18,110 | 生徒指導支援室 |
| 3 家庭の生活を下支えする | 高校生等への就学支援（再掲） | 国公立の高校生等奨学給付金支給事業（再掲） | 低所得者に対して、教科書費、教材費などとして給付金を支給 受給者数 3,557名 支給要件 非課税世帯（特別支援学校高等部の生徒を除く） 保護者が県内に在住 支給額 生活保護受給世帯 年額 32,300円 第1子の高校生等がいる世帯 年額 80,800円 15才以上23才未満の兄弟姉妹がいる世帯 年額129,700円 | 322,367 | 低所得者に対して、教科書費、教材費などとして給付金を支給 受給者数 支給要件 非課税世帯（特別支援学校高等部の生徒を除く） 保護者が県内に在住 支給額 生活保護受給世帯 年額 32,300円 第1子の高校生等がいる世帯 年額 82,700円 15才以上23才未満の兄弟姉妹がいる世帯 年額129,700円 | 339,259 | 学校支援課 |

| 取り組み区分 | 取り組み名 | 事業名 | H30年度事業実施状況 | | R1年度事業実施状況 | | |
|---------------|------------------|--|---|-------------|--|-------------|--------|
| | | | 事業実施状況 | 決算額 (千円) | 事業実施状況 | 予算額 (千円) | 担当課 |
| 3 家庭の生活を下支えする | 高校生等への修学支援（再掲） | 公立高等学校等就学支援事業（再掲） | 公立高等学校等において、教育にかかる経済的負担の軽減を行うため、授業料相当額の高等学校等就学支援金を支給 受給者数 2,272名 支給要件 県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計が50万7,000円未満の世帯 支給限度額 月額9,900円の36月分を上限 全日制 月額2,700円の48月分を上限 定時制（単位制）1単位1,740円の74単位分を上限 通信制 1単位336円の74単位分を上限 | 2,492.176 | 公立高等学校等において、教育にかかる経済的負担の軽減を行うため、授業料相当額の高等学校等就学支援金を支給 受給者数 19,102名（5月1日現在） 支給要件 県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計が50万7,000円未満の世帯 支給限度額 月額9,900円の36月分を上限 全日制 月額2,700円の48月分を上限 定時制（単位制）1単位1,740円の74単位分を上限 通信制 1単位336円の74単位分を上限 | 2,519.816 | 学校支援課 |
| 3 家庭の生活を下支えする | 高校生等への修学支援（再掲） | 学び直しへの支援事業（再掲） | 高等学校等の中途退学者が再び公立高等学校で学び直す場合に、授業料を支援（最長2年間） 受給者数 86人 支給要件 公立高校授業料不徴収交付金及び就学支援金制度の支給期間を超えた者で、高等学校等を卒業していない者のうち経済的負担を軽減する必要があると認められる者 支給額 高等学校等就学支援金相当額 | 1,277 | 高等学校等の中途退学者が再び公立高等学校で学び直す場合に、授業料を支援（最長2年間） 受給者数 79人（6月末現在） 支給要件 公立高校授業料不徴収交付金及び就学支援金制度の支給期間を超えた者で、高等学校等を卒業していない者のうち経済的負担を軽減する必要があると認められる者 支給額 高等学校等就学支援金相当額 | 2,515 | 学校支援課 |
| 3 家庭の生活を下支えする | 高校生等への修学支援（再掲） | 修学支援奨学金の貸与（再掲） | 勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 359人 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 貸与額 国公立 月額18,000円 私立 月額30,000円 自宅外通学加算 月額5,000円 へき地通学加算 月額12,000円 | 95,202 | 勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 246人（7月末現在） 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 貸与額 国公立 月額18,000円 私立 月額30,000円 自宅外通学加算 月額5,000円 へき地通学加算 月額12,000円 | 142,642 | 学校支援課 |
| 3 家庭の生活を下支えする | 高校生等への修学支援（再掲） | 育成奨学金の貸与（再掲） | 勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 315人 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 意欲があると認められる生徒については予算の範囲内で3.0倍以内 意欲基準 向学心、勉学意欲が認められ、評定平均3.0以上である者 貸与額 国公立 月額18,000円 私立 月額30,000円 自宅外通学加算 月額5,000円 へき地通学加算 月額12,000円 | 88,644 | 勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 255人（7月末現在） 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 意欲があると認められる生徒については予算の範囲内で3.0倍以内 意欲基準 向学心、勉学意欲が認められ、評定平均3.0以上である者 貸与額 国公立 月額18,000円 私立 月額30,000円 自宅外通学加算 月額5,000円 へき地通学加算 月額12,000円 | 117,900 | 学校支援課 |
| 3 家庭の生活を下支えする | 親の学び直しへの支援 | 学び直しへの支援事業（再掲） | 高等学校等の中途退学者が再び公立高等学校で学び直す場合に、授業料を支援（最長2年間） 受給者数 86人 支給要件 公立高校授業料不徴収交付金及び就学支援金制度の支給期間を超えた者で、高等学校等を卒業していない者のうち経済的負担を軽減する必要があると認められる者 支給額 高等学校等就学支援金相当額 | 1,277 | 高等学校等の中途退学者が再び公立高等学校で学び直す場合に、授業料を支援（最長2年間） 受給者数 79人（6月末現在） 支給要件 公立高校授業料不徴収交付金及び就学支援金制度の支給期間を超えた者で、高等学校等を卒業していない者のうち経済的負担を軽減する必要があると認められる者 支給額 高等学校等就学支援金相当額 | 2,515 | 学校支援課 |
| 3 家庭の生活を下支えする | ひとり家庭の親への就労・生活支援 | 母子家庭の母等の就業支援事業（スマイルセンター相談員への研修や就業支援講習会の実施など） | 奈良県スマイルセンターにおいて、就業相談、就業情報の提供、就業支援講習会等を実施 就業相談：2,072件 就業支援講習会受講者：IT講習会15人 調理師講習会3人 介護職員初任者研修4人 | | 奈良県スマイルセンターにおいて、就業相談、就業情報の提供、就業支援講習会等を実施 | | こども家庭課 |
| 3 家庭の生活を下支えする | ひとり家庭の親への就労・生活支援 | ひとり親家庭の子育て支援事業（子育てセミナーの実施や託児ルームの設置など） | ひとり親の就業及び自立を支援する奈良県スマイルセンターにおいて、ワンストップ機能を強化し、幅広く行き届いた支援を実施 ひとり親向けの子育てセミナーの開催：平成31年2月16日開催 就業支援講習会時の託児ルーム利用申込者：3人 弁護士による法律相談88件 専門の相談員による養育費等相談83件 | 23,780 | ひとり親の就業及び自立を支援する奈良県スマイルセンターにおいて、ワンストップ機能を強化し、幅広く行き届いた支援を実施 | 25,780 | こども家庭課 |
| 3 家庭の生活を下支えする | ひとり家庭の親への就労・生活支援 | 母子家庭等支援者養成事業 | 母子及び寡婦の福祉の向上と自立支援のため、一般社団法人奈良県母子福祉連合会が実施する研修事業に要する経費を補助する。 ①指導者研修会： 平成30年6月10日（日）、11月11日（日） ②奈良県母子寡婦福祉大会： 平成30年9月30日（日）（警報発令のため中止） ③近畿地区母子寡婦福祉研修大会： 平成30年7月1日（日） ④全国母子寡婦福祉研修大会： 平成30年10月27日（土）～28日（日） | 939 | 母子及び寡婦の福祉の向上と自立支援のため、一般社団法人奈良県母子福祉連合会が実施する研修事業に要する経費を補助する。 | 939 | こども家庭課 |
| 3 家庭の生活を下支えする | ひとり家庭の親への就労・生活支援 | 自立支援教育訓練給付金事業 | ひとり親家庭の親が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講する際に支給 申請件数：4件 | 303 | ひとり親家庭の親が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講する際に支給 | 400 | こども家庭課 |

| 取り組み区分 | 取り組み名 | 事業名 | H30年度事業実施状況 | | R1年度事業実施状況 | | |
|--------------|---------------------------------------|---|---|-------------|--|-------------|-----------|
| | | | 事業実施状況 | 決算額 (千円) | 事業実施状況 | 予算額 (千円) | 担当課 |
| 3 家庭の生活を下支えす | ひとり家庭の親への就労・生活支援 | 高等職業訓練促進給付金事業 | ひとり親家庭の親が、看護師等就業に結びつきやすい資格の取得を目的とする養成機関での受講に際し、その期間中の生活不安を解消するため高等技能訓練促進費を、修了後に修了支援給付金を支給 支給件数：21件 | 21,129 | ひとり親家庭の親が、看護師等就業に結びつきやすい資格の取得を目的とする養成機関での受講に際し、その期間中の生活不安を解消するため高等技能訓練促進費を、修了後に修了支援給付金を支給 | 18,993 | こども家庭課 |
| 3 家庭の生活を下支えす | ひとり家庭の親への就労・生活支援 | ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付事業 | ひとり親家庭の親で高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格取得を目指す際に、入学準備金・就職準備金を貸付 貸付実施主体：奈良県社会福祉協議会 貸付実績：47件 | — | ひとり親家庭の親で高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格取得を目指す際に、入学準備金・就職準備金を貸付 貸付実施主体：奈良県社会福祉協議会 | — | こども家庭課 |
| 3 家庭の生活を下支えす | ひとり家庭の親への就労・生活支援 | ひとり親家庭等日常生活支援事業 | 母子家庭等が一時的に介護、保育のサービスが必要とするとときに「家庭生活支援員」を派遣 派遣回数：延べ103回 | 929 | 母子家庭等が一時的に介護、保育のサービスが必要とするとときに「家庭生活支援員」を派遣 | 1,633 | こども家庭課 |
| 3 家庭の生活を下支えす | ひとり家庭の親への就労・生活支援 | 母子父子寡婦福祉貸付事業 | 経済的自立の助成と生活意欲の向上を図るため、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者及び父母のいない児童に対して資金を貸付 母子：183件 父子： 9件 寡婦： 3件 | 110,441 | 経済的自立の助成と生活意欲の向上を図るため、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者及び父母のいない児童に対して資金を貸付 | 127,300 | こども家庭課 |
| 3 家庭の生活を下支えす | ひとり家庭の親への就労・生活支援 | 民間教育訓練施設等活用型職業訓練事業 | 多様な科目設定、訓練の早期実施が容易な民間教育訓練施設等を活用した委託訓練により、職業に必要な技能・知識の習得を図り、就業を促進 開設コース数：58コース 入校者数：924名（定員1,110名） | 277,212 | 多様な科目設定、訓練の早期実施が容易な民間教育訓練施設等を活用した委託訓練により、職業に必要な技能・知識の習得を図り、就業を促進 開設コース数：61コース 入校者数：353名（定員1,190名） (R1.7未時点) | 447,277 | 雇用政策課 |
| 3 家庭の生活を下支えす | 生活困窮者への就労・生活支援 | 生活困窮者自立支援対策事業 | 「奈良県中和・吉野生活自立サポートセンター」に社会福祉士、就労支援員等の専門スタッフを8名配置し、生活困窮者に対して、社会的・経済的な自立に向けた支援を実施 直ちに就労に結びつかない方の自立を図るため、一般就労に従事する準備段階の支援を行う就労準備支援を実施 県が認定する就労訓練（中間的就労）事業所を開拓・支援する認定就労訓練事業所開拓員、支援員を配置して支援を強化 家計相談支援員を配置し、滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付金制度等の利用、多重債務の整理など、家計の状況を「見える化」して、潜在化している課題を解決するための支援を実施 ・延べ相談件数 2,958件 ・新規相談件数 229件 うち就労者 56名 | 76,501 | 「奈良県中和・吉野生活自立サポートセンター」に社会福祉士、就労支援員等の専門スタッフを8名配置し、生活困窮者に対して、社会的・経済的な自立に向けた支援を実施 直ちに就労に結びつかない方の自立を図るため、一般就労に従事する準備段階の支援を行う就労準備支援を実施 県が認定する就労訓練（中間的就労）事業所を開拓・支援する認定就労訓練事業所開拓員、支援員を配置して支援を強化 家計相談支援員を配置し、滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付金制度等の利用、多重債務の整理など、家計の状況を「見える化」して、潜在化している課題を解決するための支援を実施 ・延べ相談件数 1,082件 ・新規相談件数 93件 うち就労者 21名 (R1.7月末) | 79,944 | 地域福祉課 |
| 3 家庭の生活を下支えす | 生活困窮者への就労・生活支援 | 生活保護費事業 | 生活保護法に基づき、困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する H31.3月末（奈良県）（県福祉事務所） ・受給世帯数 14,820世帯 2,541世帯 ・受給者数 19,905人 3,401人 ・保護率 14.92% | 5,715,857 | 生活保護法に基づき、困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する R1.6月末（奈良県）（県福祉事務所） ・受給世帯数 14,746世帯 2,522世帯 ・受給者数 19,731人 3,334人 ・保護率 14.80% | 5,711,696 | 地域福祉課 |
| 3 家庭の生活を下支えす | 生活者としての外国人の親等への支援（外国人労働者の親等への支援） | 在日外国人日本語講座開催事業 | 言語習得等の違いによって生活に支障のある県内在住・在勤の「生活者としての外国人」の日本語習得を促進するため、日本語講座を開催する団体に対し事業経費の一部を補助 県内1団体に補助 | 1,000 | 言語習得等の違いによって生活に支障のある県内在住・在勤の「生活者としての外国人」の日本語習得を促進するため、日本語講座を開催する団体に対し事業経費の一部を補助 県内1団体に補助 | 1,000 | 人権・地域教育課 |
| 3 家庭の生活を下支えす | 住まいの確保 | 県営住宅空家募集事業 | 県営住宅への入居募集について、ひとり親家庭の方が応募可能な福祉世帯向けの枠を設定し、年4回実施した。 また、県、市町村の住宅部局、福祉部局、居住支援団体等で構成する奈良県居住支援協議会等に対して、県営住宅への入居を必要とする方々へ入居募集情報を広く周知するため、募集案内の通知も行った。 | 429,798 | 県営住宅への入居募集について、ひとり親家庭の方が応募可能な福祉世帯向けの枠を設定し、年4回実施する予定（2回は実施済）。 また、県、市町村の住宅部局、福祉部局、居住支援団体等で構成する奈良県居住支援協議会等に対して、県営住宅への入居を必要とする方々へ入居募集情報を広く周知するため、募集案内の通知も行った。 | 422,598 | 住まいまちづくり課 |
| 4 行政と地域の連携 | スクールソーシャルワーカーの派遣 | スクールソーシャルワーカー活用事業 生活支援アドバイザー派遣事業（再掲） | 児童生徒の生徒指導上の課題及び貧困問題等に対応するため、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカー及び生活支援アドバイザー合計9名を学校及び市町村教育委員会等に派遣している。 | 15,819 | 児童生徒の生徒指導上の課題及び貧困問題等に対応するため、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカー及び生活支援アドバイザー合計9名を学校及び市町村教育委員会等に派遣している。 | 18,110 | 生徒指導支援室 |
| 4 行政と地域の連携 | 要保護児童対策地域協議会の活用 | 市町村児童虐待対応力・体制強化支援事業（ネットワークによる支援体制の充実） | 要保護児童の早期発見や早期対応を適切に実施するため、各関係機関及び各関係団体が実施している児童福祉に係る取組を相互に理解し情報共有を図ることで適切な連携を推進していくため、「奈良県要保護児童対策地域協議会」を設置 また「奈良県要保護児童対策地域協議会」の下に、児童相談所管轄地域ごとに「地域ネットワーク会議」を設置し管内の実務者による会議（市町村要対協議調整機関担当者及び管内警察の生活安全課職員）を実施し実務レベルでの連携推進 ・奈良県要保護児童対策地域協議会 代表者会議 平成31年2月開催 ・管内ネットワーク会議 平成30年6月26日開催（中央こども家庭相談センター管内） 平成30年7月19日開催（高田こども家庭相談センター管内） | 33 | 要保護児童の早期発見や早期対応を適切に実施するため、各関係機関及び各関係団体が実施している児童福祉に係る取組を相互に理解し情報共有を図ることで適切な連携を推進していくため、「奈良県要保護児童対策地域協議会」を設置 また「奈良県要保護児童対策地域協議会」の下に、児童相談所管轄地域ごとに「地域ネットワーク会議」を設置し管内の実務者による会議（市町村要対協議調整機関担当者及び管内警察の生活安全課職員）を実施し実務レベルでの連携推進 | 58 | こども家庭課 |
| 4 行政と地域の連携 | 地域による体験学習の提供/地域による学習支援や体験学習の提供・居場所づくり | 学校・地域パートナーシップ事業（再掲） | 学校・家庭・地域が協働し、子どもたちに対して、様々な体験活動の機会を設けたり、学習支援を実施したりするなど、地域ぐるみで子どもを育成する。 3.3市町村23.0箇所実施予定 | 49,902 | 学校・家庭・地域が協働し、子どもたちに対して、様々な体験活動の機会を設けたり、学習支援を実施したりするなど、地域ぐるみで子どもを育成する。 3.3市町村23.0箇所実施 | 43,300 | 人権・地域教育課 |
| 4 行政と地域の連携 | 地域による体験学習の提供/地域による学習支援や体験学習の提供・居場所づくり | 「子どもの学び場づくり」支援事業 | 子どもが安心して集い、学習できる場所を地域で増やすため、市町村と連携して学び場の設置充実を行う団体に対し補助 補助団体数 2団体 | 116 | H30年度をもって終了 | | 人権・地域教育課 |